

■ 参加体験型学習で“差別と平等”学習する教材集 人権学習シリーズ vol.6『同じをこえてー差別と平等ー』



2009 年度に作成した人権学習教材のシリーズ 6。“差別と平等”について生活体験の中にある事柄を取り上げ、それが差別かどうか、平等にするにはどうしたらよいのかを学ぶことで、差別のとらえ方を整理し、平等な関係や社会づくりの基準を考えます。

本教材は、参加体験型学習を、ファシリテーター（促進役）がスムーズ進めることができるように説明をしています。また、「差別と平等」を学ぶ意味や捉え方を示した論文も掲載しました。ぜひ人権学習・人権研修にご活用ください。残部を無料で配付（送料は申込者負担）。

＜学習プログラム＞

平等のスタートラインー運動会で考える能力と平等ー
運動会の昼食？ 弁当？ 給食？ー社会的格差と平等ー
その「ちがいは何のため？ー女性専用車両で考える特別な措置ー
不安が排除に変わるときー分けることと差別ー
差別は「する」もの…？ー構造としての差別ー

■ おおさか人権情報誌「そうぞう」26・27号～特集ー格差と貧困～

おおさか人権情報誌『そうぞう』を、「格差と貧困」をテーマに作成しました。

第 26 号の特集は、「貧困克服への取り組み」。仕事と住まいを失った人に、緊急的に住まいと食を提供し、再出発の道を支援する「大阪希望館」の取り組みを坂本眞一さんと沖野充彦さんに。また、自分の生活を意識化し、生きる力を身に付ける、府立西成高校の「反貧困学習」を、山田勝治さんと肥下彰男さんにお聞きしました。

第 27 号では、格差や貧困問題が注目される以前からその状態におかれていた、「女性と子どもの貧困」を特集。シングルマザーの問題に取り組む、しんぐるまざあずフォーラム・関西（当時）の中野冬美さん。児童福祉施設等を出た子どもたちの自立支援や生活相談を行っている、社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部の藤川澄代さんからお話を伺いました。

格差や貧困は社会で再生産される人権問題であるということが浮かび上がりました。ぜひご活用ください。



■ 「人権のコミュニティづくり」ー2009 年度コミュニティづくり協働モデル支援事業助成金報告書



地域の課題に対して、被差別・社会的マイノリティ当事者や関係者と地域住民とが協働で取り組むことを応援するため、「コミュニティづくり協働モデル支援事業助成金」を 9 事業に対して助成しました。

①Mishima “いきいき・元気” 応援プロジェクト（茨木市人権三島地域協議会）、②ALL 人権ツアー食文化事業（特定非営利活動法人ヒューマンライツ・アドバンス・堺）、③ハンセン病回復者との交流を深め、世代をつなぐ記録づくりを進める（みんなでつくる学校とれぶりんか）、④大島に「ハンセン病回復者」を訪ねよう！（泉佐野市人権を守る市民の会長南小学校区地区委員会）、⑤電動車椅子講習「外へ出よう！街へ出よう！」（特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム）、⑥セクシュアル・マイノリティのライフプランと法制度（G-FRONT 関西）、⑦エスニックマイノリティの地域ネットワーク事業（特定非営利活動法人トッカビ）、⑧母語保持育成プログラムづくり事業（大阪府在日外国人教育研究協議会）、⑨地域で「ふれあい」「おもいやり」「たすけあい」運動（特定非営利活動法人 NPO スバル）

■ 『改正貸金業法完全施行に対応するー借金・ローン相談講座』

本年 6 月 18 日の改正貸金業法完全施行に対応するため、『改正貸金業法完全施行に対応するー借金・ローン相談講座』を開催し、37 名が受講しました。

講座ではまず、「改正貸金業法完全施行の内容」について、楠本成樹さん（大阪府貸金業対策課課長補佐）が講演。貸金業法改正のポイントは、①グレーゾーン金利をなくして 20%にした「上限金利規制」と、②年収の 3 分の 1 以上の貸付を禁止する「総量規制」。借金は個人の問題だとするのではなく、社会的要因による問題と考えることが必要だと説明されました。

次に、「多重債務に関する相談の実際」として、徳武聡子さん（司法書士、大阪クレジット・サラ金被害者の会事務局）が講演。相談として、①相談の裏に隠れた多重債務をみる、②「借金は必ず解決する」と安心してもらうことが必要。過払い金の計算と家計収支状況の確認から、債務整理の 4 つのメニュー（自己破産、個人再生、任意整理、特定調停）を考えていくという方法を説明されました。そして、借金整理で終わりではなく、借金に至った生活の問題などを解決していくこと、今回の「総量規制」を生活再建のチャンスにすることが大切だと語られました。

